

審査基準

令和7年6月28日作成

法令名：風営適正化法施行規則
根拠条項：第72条第2項において準用する第45条
処分の概要：無店舗型電話異性紹介営業届出確認書の再交付
原権者（委任先）：東京都公安委員会
法令の定め： ○ 風営適正化法施行規則 第72条第2項において準用する第45条
審査基準： 判断の基準は、法令の定めによる。
標準処理期間：14日（行政庁の休日は含まない。）
申請先：営業所を管轄する警察署の生活安全課
問合せ先：同上
備考：